

香美町農業委員会総会(第6回)議事録

1 開催日時 令和4年9月22日(木) 9:30～10:20

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番 古川 功兒
会長職務代理者	2番 中村 成一
委員	3番 岡田 久志
	5番 井村 壽之
	7番 米田 和弘
	8番 門垣 日出男
	9番 中村 彰男
	10番 山本 薫
	11番 田中 一馬
	12番 吉川 正人
	13番 橋本 幸長
	14番 前田 精一

4 欠席農業委員(2人)

4番 西村 功
6番 文堂 福一

5 出席農地利用最適化推進委員(6人)

代表	1番 中川 君雄
	2番 高田 勝
	3番 青山 政行
	4番 原 君枝
	9番 毛戸 良久
	10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(4人)

5番 小林 隆夫
6番 田中 晃
7番 田野 豊博
8番 東垣 泰彦

副代表

7 議事日程

第1 会期の決定 9月22日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地の転用(農業用施設)届出について
(2)無線基地局の事業計画について

第4 議案第16号 非農地証明願承認について

第5 議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は12番「吉川正人委員」と13番「橋本幸長委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、12番「吉川正人委員」と13番「橋本幸長委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地の転用（農業用施設等）の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、9月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号のハチ北口の信号を右折し、県道茅野福岡線をハチ北方面に約2kmのところ左側にあります。 申請内容は、申請人は、この場所から約1km上側のところに倉庫を所有しておられますが、この度、諸事情により立ち退きにあいまして、この場所に新たに倉庫を建築されるものです。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、無線基地局の事業計画を3件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております。県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第16号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第16号の非農地証明願について、9月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

3番	申請地は、国道9号を村岡地域局から南へ約4kmのところにありますカーセンターの一角です。 現地は、現況写真のように20年以上前から車の展示場として利用していました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第16号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第17号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから17ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第17号 番号1番の申請について、9月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、国道9号の日影バス停から南へ50mほどいって右折し20mほど入ったところにあります。 現地は野菜などが栽培されており、以前から譲受人が耕作をされていたようです。譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第17号 番号2番の申請について、9月20日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請地は、県道香住村岡線にある小原橋の南側に小原バス停があり、そのバス停の手前の道を約50m進んだところにあります。 申請内容は、譲受人の所有地に隣接する土地であり、15年ほど前から譲受人が耕作をされておりましたが、この度、譲渡人の経営規模縮小によりまして譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。

議 長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第17号 番号3番の申請について、9月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と担当委員であります「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号のハチ北口の信号を右折し、県道茅野福岡線をハチ北方面に約2kmのところ左側にあります。 申請内容は、先ほどの報告事項でも申し上げましたが、譲受人が現在使用している倉庫が立ち退きにあったことに伴い申請地に倉庫を建てるためです。この場所は以前から譲受人が譲渡人から借地して水稻育苗をしておられましたが、この度、倉庫を建てることになったことから譲渡人が所有権移転を申し出て、譲受人がそれに応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第17号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第18号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第18号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印